

議会活性化検討会（第3回）

資 料

◆ 日 時 平成25年2月28日（木）
午後1時から

◆ 場 所 第2会議室

議会活性化のための検討項目一覧表（検討優先度の平均値順）

※ 検討優先度の数値の考え方 : 1 早期に検討・協議し、結論を出す必要があるもの、または早期に結論が出せそうなもの
 2 協議等に、ある程度の時間を要すると考えられることから、1グループの次に協議を開始するもの
 3 1, 2グループに比べ、結論を出すことを急がないもの

※ 平均値の算出方法 : (拓心会の数値×6人 + みさわ未来の数値×5人 + 市民クラブの数値×5人 + 春日議員の数値 + 奥本議員の数値) ÷ 18人

※ 分類の数値の意義 : 1 議会運営に関すること 2 情報の公開に関すること 3 議員の処遇・活動に関すること 4 その他

| No. | 分類 | 検討項目 | 提案会派等 | | | | | 改正のために想定される事項等 | | | 検討優先度 | | | | | | 備考 |
|-----|----|--|-------|-------|-------|------|------|---------------------------|--------|---------------|-------|-------|-------|------|------|--------|---------------|
| | | | 拓心会 | みさわ未来 | 市民クラブ | 春日議員 | 奥本議員 | 条例、規則等の制定・改正 | 予算の要否 | 最終協議機関(決定の方法) | 拓心会 | みさわ未来 | 市民クラブ | 春日議員 | 奥本議員 | 平均値 | |
| 1 | 1 | 委員会等の執行部資料の充実 | | ○ | | | | 否 | 各派交渉会等 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| 2 | 2 | 議会報告会の開催 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 実施要項の制定 | (要) | 各派交渉会等 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 会場借り上げ費等 |
| 3 | 4 | 議員を「先生」と呼ばない | | ○ | | | | 否 | 各派交渉会等 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| 4 | 2 | ・議会広報誌の発行 ・議会広報の復活 | ○ | ○ | | | | 広報委員会等の設置 | 要 | 各派交渉会等 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1.0556 | 印刷製本費 |
| 5 | 2 | 議事録、視察報告等の公開 | | | | | ○ | | (要) | 各派交渉会等 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1.1111 | 場所の確保、複写費用 |
| 6 | 3 | ・政務活動費の交付 ・政務活動(調査)費の復活 | ○ | ○ | | | | (仮)三沢市議会政務活動費の交付に関する条例の制定 | 要 | 本会議 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1.1111 | |
| 7 | 4 | ・会派控室の環境整備 ・会派控室の充実 | ○ | ○ | | | | | 要 | 各派交渉会等 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1.1111 | 改修費、備品購入費 |
| 8 | 2 | マックTVの再放送 | ○ | | | | | | 否 | 各派交渉会等 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1.2778 | 執行部との放送時間枠の調整 |
| 9 | 2 | 議会情報掲示板の設置 | ○ | | | | | | 要 | 各派交渉会等 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1.2778 | 備品購入費 |
| 10 | 2 | ・本会議、委員会等のインターネット中継 ・会議のインターネット中継 ・一般質問のホームページ公開 | | ○ | | ○ | ○ | | 要 | 議会運営委員会等 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1.2778 | 収録機材の購入費等 |
| 11 | 2 | 議会HPの活用 | ○ | ○ | | | | | 否 | 各派交渉会等 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1.3333 | |

| No. | 分類 | 検討項目 | 提案会派等 | | | | | 改正のために想定される事項等 | | | 検討優先度 | | | | | | 備考 |
|-----|----|--------------------------------------|-------|-----------|-----------|------------------|------------------|-----------------------------|-----------|-------------------|-------|-----------|-----------|------------------|------------------|--------|-------------------------|
| | | | 拓心会 | みさわ 未来 | 市民 クラブ | 春 日 員 議 | 奥 本 員 議 | 条例、規則等の制定・改正 | 予算の 要否 | 最終協議機関 (決定の方法) | 拓心会 | みさわ 未来 | 市民 クラブ | 春 日 員 議 | 奥 本 員 議 | 平均値 | |
| 12 | 2 | 各常任委員会の会議録、会議資料、審議結果公表（HP） | | ○ | | | | 三沢市議会会議規則の改正 | 否 | 議会運営委員会等 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1.3333 | |
| 13 | 2 | 本会議での賛否結果の公表（HP） | | ○ | | | | | 否 | 議会運営委員会等 | 1 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1.3889 | |
| 14 | 1 | ・議会力向上の為の研修費の予算化 ・議員の勉強会の開催 | | ○ | | | ○ | | 要 | 各派交渉会等 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1.4444 | 報償費・旅費の予算化 |
| 15 | 3 | ・費用弁償の見直し又は一部廃止 ・費用弁償の廃止 | | ○ | | | ○ | 三沢市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の改正 | 否 | 本会議 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1.4444 | |
| 16 | 1 | ・議決事件の範囲拡大 ・議決権の追加 | ○ | ○ | | | | 市議会の議決すべき事件を定める条例の改正 | 否 | 本会議 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1.6667 | |
| 17 | 1 | 全員協議会の開催目的 ※議員間討議の場としての協議会 | | ○ | | | | | 否 | 各派交渉会等 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1.6667 | |
| 18 | 1 | 地方自治法第100条第12項の規定による場の設置 | ○ | | | | | 三沢市議会会議規則の改正 | 要 | 本会議 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1.7222 | 会議出席時の費用弁償の予算化 |
| 19 | 1 | 請願審査における提案者の意見聴取等 | | ○ | | | | | (要) | 議会運営委員会等 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1.7222 | 提案者に対する費用弁償 |
| 20 | 1 | 会期日程の延長 | | | ○ | | | | 否 | 議会運営委員会等 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1.7222 | |
| 21 | 3 | ・議員政治倫理の明文化 ・議員倫理規定（条例）の制定 | ○ | ○ | | | | (仮)三沢市議会議員倫理条例の制定 | 否 | 本会議 | 1 | 2 | 2 | 3 | 2 | 1.7222 | |
| 22 | 3 | 申し合せ事項の見直し | | ○ | | | | 議会運営についての申し合せ事項 | 否 | 議会運営委員会等 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1.7222 | |
| 23 | 1 | 議員発議による意見書・条例等のルール化 | | ○ | | | | 議会運営についての申し合せ事項の改正（追加） | 否 | 議会運営委員会等 | 3 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1.7778 | |
| 24 | 3 | 個人研修費の使途の見直し | | ○ | | | | 個人研修視察についての申し合せ事項 | 否 | 各派交渉会等 | 3 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1.7778 | |
| 25 | 4 | 市議会の親睦行事の開催 | | ○ | | | | 三沢市議会議員互助会会則の検討 | 否 | 議員互助会 | 3 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1.7778 | |
| 26 | 1 | ・一般質問の一問一答方式の採用 ・一括質問、一問一答方式との選択制 | | ○ | | | ○ | 三沢市議会会議規則の改正 | (要) | 本会議 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 議場の改修の要否、規則にある通告の仕方の見直し |
| 27 | 3 | 委員会でのパソコン等の使用 | | ○ | | | | 議会運営についての申し合せ事項の改正（追加） | 否 | 議会運営委員会等 | 3 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | |

| No. | 分類 | 検討項目 | 提案会派等 | | | | | 改正のために想定される事項等 | | | 検討優先度 | | | | | 備考 | |
|-----|----|---------------------------------|-------|-----------|-----------|----------|----------|------------------------|-----------|-------------------|-------|-----------|-----------|----------|----------|--------|----------------------------|
| | | | 拓心会 | みさわ 未来 | 市民 クラブ | 春日 議員 | 奥本 議員 | 条例、規則等の制定・改正 | 予算の 要否 | 最終協議機関 (決定の方法) | 拓心会 | みさわ 未来 | 市民 クラブ | 春日 議員 | 奥本 議員 | | 平均値 |
| 28 | 3 | ・附属機関等への議員派遣の見直し ・審議会等への委員就任 | | ○ | ○ | | | 各附属機関を規定する条例の改正 | 否 | 本会議 | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2.0556 | |
| 29 | 3 | 議会基本条例の制定 | | ○ | | | | (仮)三沢市議会基本条例の制定 | 否 | 本会議 | 3 | 2 | 1 | 3 | 2 | 2.1411 | |
| 30 | 1 | ・通年、休日、夜間の議会開催 ・本会議の土日開催 | | ○ | | ○ | | | (要) | 議会運営委員会等 | 2 | 2 | 3 | 2 | 1 | 2.2222 | 職員の時間外手当等 |
| 31 | 1 | 常任委員会の構成委員 | ○ | | | | | 三沢市議会委員会条例の改正 | 否 | 本会議 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2.2778 | 自治法の改正により 委員会条例定める |
| 32 | 3 | 委員会視察への委員外議員の参加(自費) | | ○ | | | | 委員会の行政視察についての申し合せ事項の改正 | 否 | 議会運営委員会等 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2.2778 | |
| 33 | 2 | アンケート調査等の導入(HP) | | ○ | | | | | (要) | 各派交渉会等 | 2 | 3 | 2 | 3 | 2 | 2.3333 | 予算は調査方法による |
| 34 | 3 | 常任委員会の定数の見直し | | ○ | | | | 三沢市議会委員会条例の改正 | (要) | 本会議 | 3 | 2 | 2 | 3 | 1 | 2.3333 | 定数増による費用弁償の増 |
| 35 | 4 | 議会事務局の強化、サポート体制の確立 | | ○ | | | | 三沢市職員定数条例の改正等 | 否 | 本会議 | 3 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2.3889 | 議会事務局職員の増員 |
| 36 | 1 | 正副議長選挙の立候補制の導入 | | ○ | | | | 実施要項等の制定 | 否 | 議会運営委員会等 | 3 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2.6111 | |
| 37 | 1 | 本会議場でのipad等の使用 | | ○ | | | | 議会運営についての申し合せ事項の改正(追加) | 否 | 議会運営委員会等 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 2.7778 | |
| 38 | 4 | 子ども議会の開催 | | ○ | | | | | 否 | 各派交渉会等 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | 2.8333 | 教育委員会との協議 |
| 39 | 4 | 中学生の議会傍聴 | | ○ | | | | | 否 | 各派交渉会等 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | 2.8333 | 教育委員会との協議 |
| 40 | 1 | 予算・条例等の常任委員会所管別審議の導入 | | ○ | | | | 議会運営についての申し合せ事項の改正(追加) | 否 | 議会運営委員会等 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2.8889 | |
| 41 | 4 | パソコン、携帯、スマホを活用した事務連絡の確立 | | ○ | | | | | 否 | 各派交渉会等 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2.8889 | |
| | 1 | 一般質問の規制排除 | | | | | ○ | | | | | | | | | | 奥本議員からの取り下げの申出により検討対象外となった |

議会活性化検討項目提案理由説明一覧表(検討優先度の平均値順)

| No. | 分類 | 検討項目 | 必要性・効果の概要 | 提出会派(議員) |
|-----|----|------------------------------------|---|----------|
| 1 | 1 | 常任・特別委員会等の執行部資料の充実 ※特に基地対策特別委員会 | 各委員会に於いて、執行部からの説明を受ける際に提出される資料が少ない。議会並びに議員からも各委員会等の情報発信が求められている中で、会議に提出される資料の内容について執行部との協議が必要である。 | みさわ未来 |
| 2 | 2 | 議会報告会(市民の意見交換会)の開催 ※各種団体 | 現状、議会は何をしているのか分からない。議員はちゃんと仕事をしているのだろうか。というような声が多い中、開かれた議会を目指し、市民の声を反映させるために議会報告会は必須の活性化対策施策である。 | みさわ未来 |
| | | 議会報告会 | 議会活動を市民に周知し、議員と市民が直接意見交換や懇談などを行うことによって、より市政に民意を反映させる効果が期待できる。 | 市民クラブ |
| | | 議会報告会 | 開かれた議会を目指すためにも、議員と市民が直接意見交換や懇談などを行うことにより、民意を把握し、市政に反映できる。 | 春日議員 |
| | | 議会報告会の開催 | 市民に対し、議会活動の報告と意見交換をし、より議会の透明性と理解を図り、市民要求の実現と市政発展につなげる。 | 奥本議員 |
| 3 | 4 | 議員を「先生」と呼ばない | 議員を「先生」と呼ぶ職員が少なくない中で、より市民に近い議員との認識から、庁内では「先生」と呼ばない事でより親近感のある議員の存在となることによって、よりコミュニケーションが図られる。 | みさわ未来 |
| 4 | 2 | 議会広報誌の発行 | より多くの市民に議会の内容、情報等を発信するために、議員の手・議員の言葉による三沢市議会独自の広報誌を発行する。 | 拓心会 |
| | | 議会広報の復活 ※各委員会、個人研修の報告等も | 現状、議会は何をしているのか分からない、との声が多い中、開かれた議会を目指し市民の声を反映させるために、(仮称)広報委員会を設置し、議員自らが校正する議会広報紙は議員の意識改革も含め必須の活性化対策施策である。 | みさわ未来 |
| 5 | 2 | 議事録・視察報告等の公開 | 図書館や庁舎ロビーに設置し、広く市民に公開する。 | 奥本議員 |

| No. | 分類 | 検討項目 | 必要性・効果の概要 | 提出会派(議員) |
|-----|----|------------------------------|---|----------|
| 6 | 3 | 政務活動費の交付 | 現在、政務調査費は交付されていないが、今般改正された地方自治法により議員の調査研究その他の活動に資するために交付することができるとされた政務活動費を交付することによって、二元代表制の一翼を担う議会の議員としての活動がより深められ、複雑多様化する社会情勢・住民ニーズ、それぞれの地域に課題が山積している中、当市の実情に応じた特色ある市政運営に一層寄与することができる。 | 拓心会 |
| | | 政務活動(調査)費の復活 ※1円からの領収書の提出 | 現状では、二元代表制に於ける議会の政策形成能力は決して高いとはいえない中で、より議員の質の向上、並びに「議会力」向上は急務であることから議員活動を行うための政務活動費は欠かせない。但し、透明性を高めるために1円からの領収書は義務である。 | みさわ未来 |
| 7 | 4 | 会派控室の環境整備 | 庁舎内でも調査研究・情報収集・資料作成などを行えるように、会派控室内に最低限議員勉強用のデスクとPCを整備する。 | 拓心会 |
| | | 会派控室の充実 | 現状、会派の控室は決して機能的といえる状態ではない。従来の控室という概念ではなく、議員活動を行う拠点としてテーブルや椅子等の備品等も併せて会派控室のあり方を考えることは重要である。 | みさわ未来 |
| 8 | 2 | マックTVの再放送 | 現在、定例会本会議の録画放送を一度放送しているが、時間帯等によっては視聴できない方もおり、例えばある1日を議会放送の日とするなど再度放送することによって、より多くの市民が視聴することができる機会を得られる。 | 拓心会 |
| 9 | 2 | 議会情報掲示板の設置 | 庁舎1階ロビーの空きスペースに議会情報掲示板を設置し、本会議、委員会の開催情報・視察日程、議長の週間スケジュールや議会に関する資料などを掲示し、市民に広く議会の情報を公開・発信していく。 | 拓心会 |

| No. | 分類 | 検討項目 | 必要性・効果の概要 | 提出会派(議員) |
|-----|----|------------------------------|---|----------|
| 10 | 2 | 本会議のインターネット中継の実施 | 現状、議会は何をしているのか分からない。議員はちゃんと仕事をしているのだろうか。というような声が多い中、開かれた議会を目指し、市民の声を反映させるために情報発信としてITの活用は必須の活性化対策施策である。 | みさわ未来 |
| | | 各常任委員会のインターネット中継の実施 | 現状、議会は何をしているのか分からない。議員はちゃんと仕事をしているのだろうか。というような声が多い中、開かれた議会を目指し、市民の声を反映させるために情報発信としてITの活用は必須の活性化対策施策である。 | みさわ未来 |
| | | 会議のインターネット中継 | インターネットを活用し、どこでも、いつでも、誰にでも視聴できるようにして、市民に向けた情報発信の手段として効果が期待できる。 | 春日議員 |
| | | 一般質問のホームページ公開 | 三沢市のホームページで議会の模様を公開し、いつでも市民が視聴できるようにし、議会活動に関心を持っていただく。 | 奥本議員 |
| 11 | 2 | 議会HPの活用 | 議会HPを活用して議会の情報を積極的に公開・発信していく。 (情報公開・発信の例)議長交際費の公開、議案に対する賛否の公開、各委員会の内容報告、行政視察・個人研修の内容報告etc. | 拓心会 |
| | | 市議会HPの充実 ※議員情報の充実、選挙公報の掲示 | 開かれた議会を目指し、市民の声を反映させるために市議会の情報発信としてのITの活用は必須の活性化対策施策である。また、選挙公約として選挙公報に掲載した内容をHP上に掲示することで、市民の議員活動のチェックが利くなど、より緊張感のある議会運営に繋がる。 | みさわ未来 |
| 12 | 2 | 各常任委員会の会議録や審議資料、審議結果の公表(HP) | 議会での、議員の議決権は大変重いものである。開かれた議会、責任ある議員活動を考えると、おのずと市民から付託を受けた議員の議案に対しての意見(発言)賛否は公開されて当然である。 | みさわ未来 |
| 13 | 2 | 本会議での賛否結果の公表(HP) | 議会での、議員の議決権は大変重いものである。開かれた議会、責任ある議員活動を考えると、おのずと市民から付託を受けた議員の議案に対しての賛否は公開されて当然である。 | みさわ未来 |

| No. | 分類 | 検討項目 | 必要性・効果の概要 | 提出会派(議員) |
|-----|----|---|---|----------|
| 14 | 1 | 「議会力」向上の為の研修費の予算化 ※学識経験者、アドバイザー等の招聘費 | 現状、二元代表制に於ける議会の政策形成能力は決して高いとはいえない中であって、より議員の質の向上、並びに議員間討議から生まれる「議会力」向上は急務であることから、前述に期する研修会を議長が主催し開催する。 | みさわ未来 |
| | | 議員の勉強会の開催 | 専門家による勉強会を開催し、議員としての研鑽を促し、三沢市民の利益のために議員提案の意識を高める。 | 奥本議員 |
| 15 | 3 | ○費用弁償の見直し又は一部廃止 | 費用弁償に関しては、全国的に二重取りと言われたり、昔の風習の名残りで現状には馴染まないとの指摘がある中で、議会開催時における費用弁償の見直しは市民の不信感を払拭し議会の信頼構築に繋がる。 | みさわ未来 |
| | | 費用弁償の廃止 | 本会議中については、費用弁償を廃止する。 | 奥本議員 |
| 16 | 1 | 議決事件の範囲拡大 | 市政全般にわたる重要な計画等について、議会も執行部とともに市民に対する責任を担うことによって、より市民の視点に立った市政運営が期待できる。 (議会の議決事件に追加すべき事項) 三沢市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びその基本計画の策定又は変更 | 拓心会 |
| | | 議決権(議決事件)の追加 ※地方自治法96条2項) | 国の義務付け、枠づけの廃止から議会の議決事件(議決責任)が問われている中で、より広域化した施策等も増加していく現状を踏まえると議決事件について、この機会に検討することは有意義である。また、そのことから執行部との緊張感を保つことが出来る。 | みさわ未来 |
| 17 | 1 | 全員協議会の開催目的 ※議員間討議の場としての協議会 | 二元代表制に於ける議会の政策形成能力の必要性はいうまでもないが、そのプロセスに於いて現状では各派交渉会、取り分け各派代表者会議等で進められているのが現状である。議員間討議の場は、より住民の声を反映させた政策形成には必要不可欠である。 | みさわ未来 |

| No. | 分類 | 検討項目 | 必要性・効果の概要 | 提出会派(議員) |
|-----|----|---------------------------------|--|----------|
| 18 | 1 | 地方自治法第100条第12項の規定による場の設置 | 議会運営の基本的事項等に係る連絡調整の場として各派交渉会が置かれ、また、市政の重要な課題に関する協議等の場として議員全員協議会が開催されているが、いずれも議会の事実上の組織であり、その内容に照らし、議会運営等に関する説明責任、透明性確保の観点等から、地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として法制度上の組織とする | 拓心会 |
| 19 | 1 | 請願審査における提案者の意見陳述、聴取の確保 | 従来では、紹介議員のみが対応していたが、より開かれた議会、取り分け市民参加の観点から請願審査に市民の方々のご意見を伺う事はもちろん、質疑に関わることから協働のまちづくりの一翼を担うこととなる。 | みさわ未来 |
| 20 | 1 | 会期日程 | 県内10市において本市の会期日数が一番短く、十分な議案熟考や執行部の準備等を考えたときに、会期日数を増やすことによって、より充実した議論が期待できる。(三沢市:通常11日間、県内9市:平均約20日間) | 市民クラブ |
| 21 | 3 | 議員政治倫理の明文化 | これまで以上に市民に信頼される議会をつくっていくために、議員は市民の厳粛な負託を受けたものであることを認識し、その負託に応えるためにより一層の政治倫理の確立に努め、清廉かつ誠実に職務を遂行し、市民からいたずらに疑念を抱かれることのないよう、議員の政治倫理に関する規定を明文化する。 | 拓心会 |
| | | 議員倫理規定(条例)の制定 ※口利き禁止 | 議員(政治家)の口利きのは決してあってはならない。そのためにも倫理規定を議員自ら制定することによって、事業の透明性や市民からの信頼構築のために必要である。また、このことは議員の自己防衛にも繋がる。 | みさわ未来 |
| 22 | 3 | 申し合わせ事項の見直し ※海外視察、請願紹介議員、etc | ここ数年、申し合わせ事項の全体的な見直しがされていない中で、議員定数も削減になったことから不具合を来す内容も多々見受けられる。この機会に見直すことは議会の活性化はもとより議員のモチベーション向上にも繋がる。 | みさわ未来 |
| 23 | 1 | 議員発議による意見書、条例提出のルール化 | 現状、議員発議による意見書、条例等の提出までの行程がルール化がされていない中で、審議時間が足りずバタバタしている感は否めない。より深い議論の基、議案として提出されるためにもルール化は重要である。 | みさわ未来 |

| No. | 分類 | 検討項目 | 必要性・効果の概要 | 提出会派(議員) |
|-----|----|-----------------------------|--|----------|
| 24 | 3 | 個人研修費の使用用途の見直し ※上記活動費と関連 | 現状では、議員の旅費でしか活用できない個人研修費の用途を見直すことでより広範囲な活動を行うことが出来る。このことは市民の付託に応える事は勿論だが、事業費の最大の効果も期待できる。 | みさわ未来 |
| 25 | 4 | 市議会の親睦行事の開催 ※事務局も含む | 以前は、県市議会議長会主催の野球大会が開催され、大いに盛り上がっていた。近年は、当互助会として親睦事業が開催されておらず、会派中心の集まりとなっている。議会力を高めるためにも議員間の親睦を図る事業は大変重要である。 | みさわ未来 |
| 26 | 1 | 一般質問の一問一答方式の採用 | 従来の一括質問、一括答弁方式は傍聴する側にとって分かりにくいという指摘がある中で、一問一答方式は一般質問の内容がより明確になると同時に議論が噛み合う事によって、市民の行政に関する理解や問題意識が高まる。 | みさわ未来 |
| | | 一括質問・一問一答方式との選択制 | 質問と答弁のやり取りが聞いている市民に分かりやすい。 | 奥本議員 |
| 27 | 3 | 委員会でのパソコン等の使用 | 議員の活動の範囲を拡大し、より能動的な活動をすることは何よりも市民の付託に応えることに繋がる。その為にもITを活用した議員活動を考えると委員会でのPC使用は利に叶っている。 | みさわ未来 |
| 28 | 3 | 付属機関(審議会等)の議員派遣の見直し | 二元代表制を確立するにあたり、市民からの意見聴衆の場である審議会等に議員が所属し、発言することは道理に敵わない。議員は各常任委員会等で大いに議論するのが本分である。また、市民から議員を前に発言しにくいとの指摘も見逃せない。 | みさわ未来 |
| | | 審議会等への委員就任 | 法令で規定されているものを除き、多くの審議会等の委員には慣例で議員が就任しているが、議会に提出される議案の中には審議会の答申等を参考にして作成されたものもあり、議会での審議の際に遠慮がちになり、議会の監視権、審議権行使に支障がある。また、審議会等においても市民から就任した委員が発言しにくかったり、市民の直接的な市政参画を拡充するためにも見直す必要があると考える。 | 市民クラブ |

| No. | 分類 | 検討項目 | 必要性・効果の概要 | 提出会派(議員) |
|-----|----|-----------------------------|---|----------|
| 29 | 3 | 議会基本条例の制定 | 二元代表制の確立を考えると、議会の憲法ともいえる議会基本条例を制定することは必要不可欠である。特に、議会の役割、議員の使命、執行部との関係、さらには市民と議会の関わりを明確にすることで議会そのものの尊厳を確立出来る。 | みさわ未来 |
| 30 | 1 | 議会の開催 ※通年議会、休日議会、夜間議会の開催 | 二元代表制の元、執行部の専決処分の乱用を許さないこと。さらには、閉会中の所管事務調査の見える化等に期することから通年議会の開催は検討に値する。また、より開かれた議会を考えた時、休日や夜間に本会議を開催する事も重要な事案である。 | みさわ未来 |
| | | 本会議の土日開催 | 議会活動に対する市民の理解を深めるとともに、議会の公開性を高めることにより議会の活性化を図ることができる。 | 春日議員 |
| 31 | 1 | 常任委員会の構成委員 | 議案裁決時等の公平性・公正性の観点等から、正副議長は常任委員会の委員とはならない | 拓心会 |
| 32 | 3 | 委員会視察への委員外議員の参加(自費) | 上記並びに、政務活動費の項目にの関連するが、議員の学ぶ意欲やモチベーション向上のために検討する価値はある。 | みさわ未来 |
| 33 | 2 | アンケート調査(パブコメ)等の導入 | 市民本意の議会。市民参加の政策を構築する際、市民のご意見を聞くことは大変重要である。よって、ことに応じてITやSNSを活用したパブリックコメントの導入は今後の市民との政策形成サイクルにも欠かせない事業となる。 | みさわ未来 |
| 34 | 3 | 常任委員会の定数の見直し ※常任委員会の複数所属 | 全国的に常任委員会の複数所属が検討されている中で、現在、委員長を除く委員は5名で決して民意を反映させている状態とはいえない。よって、より民意が反映させるという趣旨からも委員会の複数所属を検討し見直すべきである。 | みさわ未来 |
| 35 | 4 | 議会事務局の強化、サポート体制の確立 | 二元代表制を確立するためには、議会事務局の強化並びにサポート体制は、議会の活性化と同時に進めなければならない重要な事案である。人経費や研修費等もさることながら執行部との関係や意識改革も最重要問題である。 | みさわ未来 |

| No. | 分類 | 検討項目 | 必要性・効果の概要 | 提出会派(議員) |
|-----|----|---------------------------------|--|----------|
| 36 | 1 | 正副議長選挙の立候補制の導入 | 議会の見える化が叫ばれる中で、正副議長選挙が密室で決まっているとの市民の指摘がある。より公正でオープンな形で同選挙を行う事によって市民の議会への信頼を確立すると同時に正副議長の任期中の議会運営に対する方針が明確になる。 | みさわ未来 |
| 37 | 1 | 本会場でのipad等の使用 ※画像・動画の使用 | 従来的一般質問では、パネル等の使用に関して、準備に時間が掛かるのと同時に経費も高額になることから用いる議員は少ない中で、写真や動画を質問の内容に組み入れる事で傍聴者の理解が深まる。 | みさわ未来 |
| 38 | 4 | 子ども議会の開催 | 20代の選挙への投票率が20%台と低迷している中、子ども達へのシビック教育(主権教育)の必要性が叫ばれている。子ども達に一番近い政治である議会としては、将来の郷土への愛着を育むと同時に政治への関心を高めるために開催することが大切である。 | みさわ未来 |
| 39 | 4 | 中学生の議会傍聴 | 20代の選挙への投票率が20%台と低迷している中、子ども達へのシビック教育(主権教育)の必要性が叫ばれている。議会としては将来の郷土への愛着を育むと同時に政治への関心を高めるために中学生の議会の傍聴を義務付けることが大切である。 | みさわ未来 |
| 40 | 1 | 補正予算・条例の特別委員会に於ける常任委員会の所管別審議の導入 | 現状、補正予算・条例等の特別委員会での審議に於いて常任委員会の存在感は感じられない。同委員会の審議を各常任委員会の所管に関わる議案に振り分け審議することで常任委員会の存在を示すと同時に委員の質の向上と自覚に繋がる。 | みさわ未来 |
| 41 | 4 | PC、携帯、スマホを活用した事務連絡の確立 | 事務局の事務の簡素化は、至る所で見直さなければならない。その為には議員も努力し、迅速かつ手軽に情報共有するためにPC、携帯、スマホ等を活用することは、現在の情報社会にあって既に常識の範囲になってきている。 | みさわ未来 |